

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第1条 ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公共的施設)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の施設で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 病院又は診療所</p> <p>(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>(3) 集会場又は公会堂</p> <p>(4) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(5) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 官公庁舎その他これに類する施設</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設</p> <p>(8) 展示場</p> <p>(9) ホテル、旅館その他これらに類する施設（以下「ホテル等」という。）</p> <p>(10) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、市町村保健センター、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設（以下「社会福祉施設等」という。）</p> <p>(11) 体育館、水泳場、ボーリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設</p> <p>(12) 遊技場</p> <p>(13) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設</p> <p>(14) 公衆浴場</p> <p>(15) 郵便局、理髪店又は美容院</p> <p>(16) 質屋、クリーニング取次店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(17) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公共的施設)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるものとする。</p>

定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第24条第1項ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）の営業所又は事務所

(18) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待ち合いの用に供するもの

(19) 自動車の停留又は駐車のための施設

(20) 公衆便所

(21) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

(22) 学校（校舎（職員室を有するものに限る。）の1階の部分及びいずれかの屋内運動場に限る。）

(23) 第6号及び第17号に該当しない営業所又は事務所で床面積（その用途に供する部分の床面積に限る。以下同じ。）が1,000平方メートル以上のもの

(24) 共同住宅、寄宿舎又は下宿で一の建築物に存する戸数（寄宿舎又は下宿にあっては、寝室数）が50以上のもの

(25) 工場で床面積が3,000平方メートル以上のもの

(26) 道路及びこれと一体として整備される施設

(27) 公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設（以下「公園等」という。）

（特定公共的施設）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定公共的施設は、別表第1の中欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

（公共車両等）

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業及び同条第3項に規定する第二種鉄道事業のうち、旅客の運送を行う事業の用に供する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ及びハに掲げる一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

（公共工作物）

第5条 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 案内標識

(2) 信号機

(公共的施設整備基準)

第3条 条例第9条の公共的施設整備基準は、別表のとおりとする。

(特定公共的施設)

第4条 条例第11条第1項の特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 第2条第1号から第3号まで、第6号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第20号から第27号までに掲げる施設

(2) 第2条第15号に掲げる施設で床面積が50平方メートル以上のもの

(3) 第2条第4号、第5号、第7号、第14号及び第16号に掲げる施設で床面積が300平方メートル以上のもの

(4) 第2条第8号及び第12号に掲げる施設で床面積が500平方メートル以上のもの

(5) 第2条第9号に掲げる施設で床面積が1,000平方メートル以上のもの

(6) 第2条第18号に掲げる施設のうち建築物であるもの

(7) 第2条第19号に掲げる施設で車両の収容台数が30台以上のもの

(8) 第2条第1号から第21号までに掲げる施設の複合施設で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(特定公共的施設の新築等の届出)

第5条 [略]

(特定公共的施設の新築等の内容の変更の届出)

第6条 [略]

(公表)

第7条 [略]

(身分証明書)

第8条 [略]

(適合証の交付の請求等)

第9条 [略]

(公共工作物)

第10条 条例第19条に規定する公共工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 公衆電話所

(3) バスの停留所

(4) 公衆電話所

(5) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(公共的施設整備基準)

第6条 条例第9条の公共的施設整備基準は、別表第2のとおりとする。

(特定公共的施設の新築等の届出)

第7条 [略]

(特定公共的施設の新築等の内容の変更の届出)

第8条 [略]

(公表)

第9条 [略]

(身分証明書)

第10条 [略]

(適合証の交付の請求等)

第11条 [略]

<u>(2) 交通信号機</u> <u>(3) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所</u> (国等に準ずる者) 第11条 [略] 別表(第3条関係) [略]	(国等に準ずる者) 第12条 [略] 別表第2(第6条関係) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第2条、第3条関係)

区 分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療施設	病院又は診療所	すべてのもの
2 商業施設	(1) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積が300平方メートル以上のもの
	(2) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	床面積が300平方メートル以上のもの
	(3) 郵便局、理髪店又は美容院	床面積が50平方メートル以上のもの
	(4) 質屋、クリーニング取次店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積が300平方メートル以上のもの
	(5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項に規定する一般電気事業及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業(同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。)の営業所又は事務所	すべてのもの
3 官公庁施設	官公庁舎その他これに類する施設	すべてのもの
4 宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設	床面積が1,000平方メートル以上のもの
5 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、市町村保健センター、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設	すべてのもの
6 教育文化施設	学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設	すべてのもの
7 公共交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	建築物であるもの
8 道路	道路及びこれと一体として整備される施設	すべてのもの
9 公園等	公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	すべてのもの
10 その他の施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべてのもの
	(2) 集会場又は公会堂	すべてのもの
	(3) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	床面積が300平方メートル以上のもの
	(4) 展示場	床面積が500平方メートル以上のもの

		ル以上のもの
	(5) 体育館、水泳場、ボーリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設	すべてのもの
	(6) 遊技場	床面積が500平方メートル以上のもの
	(7) 公衆浴場	床面積が300平方メートル以上のもの
	(8) 自動車の停留又は駐車のための施設	収容台数が30台以上のもの
	(9) 公衆便所	すべてのもの
	(10) 火葬場	すべてのもの
	(11) 2(5)及び3に該当しない営業所又は事務所で床面積(これらの用途に供する部分の床面積に限る。以下同じ。)が1,000平方メートル以上のもの	すべてのもの
	(12) 共同住宅、寄宿舎又は下宿で一建築物に存する戸数(寄宿舎又は下宿にあつては、寝室数)が50以上のもの	すべてのもの
	(13) 工場で床面積が3,000平方メートル以上のもの	すべてのもの
11 複合施設	1から7まで及び10に掲げる施設の複合施設で、その床面積が1,000平方メートル以上のもの	すべてのもの

第2条 ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公共的施設整備基準)</p> <p>第6条 条例第9条の公共的施設整備基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(特定公共的施設の新築等の届出)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、特定公共的施設新築等工事届出書(様式第1号)により行わなければならない。</p>	<p>(公共的施設整備基準)</p> <p>第6条 条例第17条第1項に規定する規則で定める公共的施設整備基準(以下「公共的施設整備基準」という。)は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第7条 条例第20条に規定する規則で定める特定公共的施設の新築等は、次に掲げるものの新築又は新設とする。</p> <p>(1) 県が新築する建築物のうち当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 県が新設する公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの(以下この号において「公園等」という。)のうち当該公園等の区域の面積が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>(特定公共的施設の新築等の協議等)</p> <p>第8条 条例第21条第1項の規定による協議は、別に定める様式による特定公共的施設新築等工事協議書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第21条第2項において準用する同条第1項の規定による協議は、別に定める様式による特定公共的施設新築等工事</p>

(特定公共的施設の新築等の内容の変更の届出)

第8条 条例第11条第2項の規定による変更の届出は、特定公共的施設新築等工事変更届出書（様式第2号）により行われなければならない。

(公表)

第9条 条例第14条の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(身分証明書)

第10条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

(適合証の交付の請求等)

第11条 条例第17条第1項の適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（様式第4号）により行われなければならない。

2 条例第17条第2項の適合証の交付は、公共的施設整備基準適合証（様式第5号）により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第12条 条例第20条の規則で定める法人は、特別の法律により設立された法人で当該法律において建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条又は都市計画法（昭和43年法律第100号）

変更協議書により行わなければならない。

3 条例第21条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 公共的施設整備基準の適用がない部分の変更

(2) 公共的施設整備基準に適合させるべき部分の公共的施設整備基準への適合状況に変動を生じない変更

(3) 工事の着手又は完了の予定年月日の変更

(工事完了の届出)

第9条 条例第23条の規定による届出は、別に定める様式による特定公共的施設新築等工事完了届出書により行われなければならない。

(公表)

第10条 条例第26条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(身分証明書)

第11条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(適合証の交付の請求等)

第12条 条例第29条第1項の適合証の交付の請求は、別に定める様式による公共的施設整備基準適合証交付請求書により行われなければならない。

2 条例第24条第2項及び第29条第2項の適合証の交付は、公共的施設整備基準適合証（様式第2号）により行うものとする。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、適合証の交付を受けたとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、改修により公共的施設整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(国等に準ずる者)

第13条 条例第41条の規則で定める法人は、特別の法律により設立された法人で当該法律において建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条又は都市計画法（昭和43年法律第100号）

第29条の適用に当たって国又は地方公共団体とみなす旨規定されているものとする。

第34条の2第1項の適用に当たって国又は地方公共団体とみなす旨規定されているものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下、ロビー、ホールその他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条各号に定める基準
2 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	政令第12条各号に定める基準
3 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）	政令第13条各号に定める基準
4 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準</p> <p>ア 政令第14条第1項各号に定める基準</p> <p>イ 人工肛門又は人口膀胱を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) 不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準</p> <p>ア 政令第14条第2項に定める基準</p> <p>イ 洗浄装置は、くつべら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>ウ 当該小便器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 床は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 床には、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 手洗いの水栓器具のうち、1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上のけ込みを設けるなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p>
5 宿泊施設の客室	政令第15条各項に定める基準
6 敷地内の通路	政令第16条各号に定める基準
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を100区画未満にあつては1以上、100区画以上にあつては2以上設けること。ただし、機械式の自動車車庫で、常時動

	<p>務する者により当該車庫への出入りがなされる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 政令第17条第2項各号に定める基準</p> <p>イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。</p>
8 利用円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、すべての人が安全かつ円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 政令第18条第1項第2号に定める場合 同号に定める経路</p> <p>ウ 政令第18条第1項第3号に定める場合 同号に定める経路</p> <p>(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 当該移動円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当するものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設するもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物で2に定める基準に適合する階段を設けるもの</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>(ア) 政令第18条第2項第2号イ及びロに定める基準</p> <p>(イ) 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際の風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、ひさし、車寄せ上屋等を設けること。</p> <p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1に定める基準によるほか、次に定める基準</p> <p>(ア) 政令第18条第2項第3号イからハまでに定める基準</p> <p>(イ) 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合にあつては、視覚障害者の通行に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(ウ) 医療施設及び社会福祉施設にあつては、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3に定める基準によるほか、政令第18条第2項第4号イからハまでに定める基準</p> <p>オ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（直接地上へ通ずる出入口のある階から利用居室、政令第14条第1項第1号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）又は車いす使用者用駐車施設のある階との上下の移動のない建築物を除く。）には、利用円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。）を設けること。</p> <p>カ オに規定するエレベーター及びその乗降ロビーを設ける場合には、政令第18条第2項第5号イからリまでに定める基準</p> <p>キ 当該利用円滑化経路を構成する政令第18条第2項第6号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設ける場合には、同号に定める基準</p> <p>ク 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6に定める基準によるほか、次に定める基準</p> <p>(ア) 政令第18条第2項第7号イからニまでに定める基準</p> <p>(イ) 傾斜路には、手すりを設けること。</p>

	<p>(ウ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(エ) 傾斜路には、必要に応じて、ひさしを設けるなど凍結時等の通行に支障が生じない構造とすること。</p> <p>ケ 排水溝を設ける場合の溝蓋にあつては、次に定める基準</p> <p>(ア) 滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(イ) 車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)クに定める基準によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
9 標識	政令第19条に定める基準
10 案内設備	政令第20条に定める基準
11 案内設備までの経路	政令第21条に定める基準
12 洗面所	<p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 床は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 水栓器具のうち、1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>(3) (2)の水栓器具を設けた洗面器のうち、1以上の洗面器の高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上のけ込みを設けるなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p>
13 浴室（寝室又は客室の内部に設置するものを除く。）	<p>医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公衆浴場において不特定かつ多数の者が利用する浴室を設ける場合には、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区別のあるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(3) 水栓器具のうち、1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p>
14 観覧席	<p>(1) 観覧席を設ける場合には、次に定める基準に適合する車いす使用者用の席を確保すること。</p> <p>ア 車いす使用者用の席の幅は、90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用の席の数は、席の総数が100席以下の場合にあつては1以上、100席を超え400席以下の場合にあつては2以上、400席を超える場合にあつては2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用の席の床は、水平であること。</p> <p>(2) 観覧席を有する室の出入口から(1)の車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める基準に適合する傾斜路を設けること。</p>

	<p>(ア) 勾配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
15 カウンター及び記載台	<p>カウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上のけ込みを設けるなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p>
16 公衆電話台	<p>(1) 公衆電話台を設ける場合には、そのうち1以上は、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上のけ込みを設け、プッシュボタンの高さを90センチメートル以上100センチメートル以下とするなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p> <p>(2) (1)の公衆電話台へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
17 休憩の場所	<p>公共的施設で床面積が5,000平方メートル以上のものにおいては、利用者が休憩できる場所を設けること。</p>
18 授乳及びおむつ替えの場所	<p>公共的施設で床面積が5,000平方メートル以上のものにおいては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。</p>
19 水飲み場	<p>水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準に適合する水飲み器を設けること。</p> <p>(1) 飲み口の高さを75センチメートル程度とし、下部に高さ65センチメートル以上で車いす使用者の使用に支障がない奥行きを有するけ込みを設けるなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p> <p>(2) 水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p>
20 現金自動支払機及び券売機	<p>(1) 現金自動支払機又は券売機を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準</p> <p>ア 操作盤の高さは、130センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) (1)の現金自動支払機へ通ずる出入口を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

2 鉄道の駅（1の表に規定する部分を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>複数の改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める基準</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p>
2 通路	<p>1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る通路（4に定める基準に適合するエレベーターが設置されるときは、当該エレベーターの昇降路を含む。）は、次に定める基準</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>

	<p>(2) 段を設ける場合には、当該段は、次に定める基準</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段の端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>(3) 当該通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める基準</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、(4)に定める基準に適合する傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法の規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ウ 1に定める基準に適合する改札口並びに4に定める基準に適合するエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場にあつては、次に定める基準</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用する階段を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 階段の端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 エレベーター	<p>前年度における1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の鉄道の駅の1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路において5メートル以上の高低差がある箇所には、次に定める基準に適合するエレベーターを設けること。</p> <p>(1) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p>

	<p>(4) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(8) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(9) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>(10) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(11) かご内の背面には、車いす使用者が戸の開閉状態及びかご内の広さを確認できる平面鏡を設けること。</p> <p>(12) かご内の側板に手すりを設けること。</p>
5 便所	<p>(1) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準</p> <p>ア 車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口にあっては、次に定める基準</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房を設置した旨を、当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p> <p>(2) 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>ア 床置き式、壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとする。</p> <p>イ 洗浄装置は、くつべら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 床は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 床には、車いす使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 手洗いの水栓器具のうち、1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上で奥行き45センチメートル以上のけ込みを設けるなど車いす使用者の使用が容易なものとする。</p>
6 案内板等	案内板等を設ける場合には、主要な案内板等は、次に定める基準に適合するものとする。

	<p>(1) 高さ、文字の大きさ、表示等に配慮し、わかりやすいものとする。</p> <p>(2) 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房を設置した便所がある場合には、その位置を表示すること。</p>
7 乗客乗降場	<p>乗客乗降場を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>(1) 表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) プラットホームの両端には、落下防止のための柵を設けること。</p> <p>(3) プラットホームの縁端には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路 (以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>(1) 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道における歩道等と車道とのすりつけにあつては、次に定める基準</p> <p>ア すりつけ勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>イ 車道と歩道等とは、縁石等で区画するものとし、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 横断歩道における中央分離帯等と車道とのすりつけについては、縁石等で区画するものとし、同一の高さですりつけること。</p> <p>(4) 歩行者の特に多い歩道等にあつては、必要に応じて、消融雪施設を設置すること。</p> <p>(5) 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p>
2 立体横断施設（地下横断歩道、横断歩道橋等）	<p>立体横断施設を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>(1) 横断歩道橋の幅員は120センチメートル以上、地下横断歩道の幅員は170センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、当該段は、次に定める基準</p> <p>ア 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>イ 回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段の端に近接する歩道等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段を設ける場合には、次に定める基準</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 階段の端に近接する歩道等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(4) 必要に応じて、エレベーターを設置すること。</p>

4 公園等（1の表に規定する部分を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1以上の出入口を設ける場合には、次に定める基準

	<p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p>
2 園路	<p>1に定める基準に適合する出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める基準</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこととし、必要に応じて、踊場を設けること。</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合の溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、かつ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(6) 必要に応じて、点状ブロック等を敷設すること。</p>
3 ベンチ	ベンチを設置する場合には、利用者が円滑に利用できる構造のベンチとすること。

様式第1号及び様式第2号を削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第3号（第10条関係）</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>上記の者は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）<u>第15条第1項</u>の規定による立入調査及び質問を行う職員であることを証明する。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(立入調査等)</p> <p><u>第15条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定公共的施設整備主に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定公共的施設若しくは特定公共的施設の工事現場に立ち入り、公共的施設整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に対し質問させることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>様式第1号（第11条関係）</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>上記の者は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）<u>第28条第1項</u>の規定による立入調査及び質問を行う職員であることを証明する。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(立入調査等)</p> <p><u>第28条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定公共的施設整備主若しくは<u>特定公共的施設の所有者等</u>に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定公共的施設若しくは特定公共的施設の工事現場に立ち入り、公共的施設整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に対し質問させることができる。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第4号を削る。

改正前	改正後
<u>様式第5号（第11条関係）</u> [略]	<u>様式第2号（第12条関係）</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のひとにやさしいまちづくり条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する協議書等又は適合証について適用し、同日前に提出し、又は交付した協議書等又は適合証については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前のひとにやさしいまちづくり条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。